

（後写鏡等）

第 68 条 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第 44 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては第 2 号及び第 3 号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては第 3 号の規定は、適用しない。

- 一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
 - 二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
 - 三 車室内に備えるものは、別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
 - 四 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50 m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。
- 2 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8 t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、次の各号に掲げる基準に適合するものを前項第 4 号の基準に適合するものとする。この場合において、車両の片側に複数の後写鏡が備える自動車にあっては、いずれか 1 つの後写鏡が第 1 号及び第 2 号の基準に適合するものであればよい
- 一 アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直線と車両中心面とのなす角度は、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下（左ハンドル車にあっては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下（左ハンドル車にあっては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。
 - 二 後写鏡は、前面ガラス又は側面ガラスを通じて視認することができるものであり、かつ、次の基準を満たすものであること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

イ 前面ガラスを通じて視認することができる後写鏡（フェンダー・ミラー等）にあつては、窓拭き器により払しょくされる範囲を通じて後写鏡の有効反射部の 80 % 以上がアイポイントの 2 点のいずれかの位置から視認できるものであること。

ロ 助手席側の側面ガラスを通じて視認することができる後写鏡（ドア・ミラー等）にあつては、2 点のアイポイントのいずれかの位置から側面ガラス用デフロスタ（前面ガラス用デフロスタであつて、吹出口を側面ガラスの方向へ向けることができるものを含む。以下同じ。）によって水滴等のくもりを除去することが可能な側面ガラスの範囲（側面ガラス用デフロスタを有しない場合は、前面ガラス用デフロスタによって水滴等のくもりを除去することが可能なこれと同等な側面ガラスの範囲）を通じて視認できるものであること。ただし、窓ガラスが曇りにくい構造の車体を有する自動車、除湿機能を有する空調装置を備えた自動車及びハンドル中心を通り車両中心面に平行な平面と助手席側の側面ガラス（後写鏡を視認するために必要な部分に限る。）との距離が 900mm 以内である自動車に備えるものにあつては、この限りでない。

ハ 着色された側面ガラスを通じて視認することができる後写鏡にあつては、後写鏡の有効反射部に著しい着色が施されていないものであること。

- 3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第 44 条第 3 項の告示で定める基準は、別添 82 「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準とする。
- 4 前項の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 44 条第 4 項の告示で定める基準は、別添 83 「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準とする。
- 5 保安基準第 44 条第 5 項の告示で定める障害物は、高さ 1 m 直径 30cm の円柱であつて別添 81 「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置したものをいう。
- 6 保安基準第 44 条第 6 項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、別添 81 「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。